

大分大学医学部における教員組織の設置に伴う関係規程の整備に関する規程

平成28年12月14日制定

平成28年医学部規程第1-5号

(大分大学医学部の組織に関する規程の一部改正)

第1条 大分大学医学部の組織に関する規程(平成21年医学部規程第1-1号)第2条の規定中「所属職員」を「職員」に改正する。

(大分大学医学部倫理委員会規程等の一部改正)

第2条 次の各号に掲げる規程の規定中「医学部に所属する職員」を「医学部の職員」に改正する。

- (1) 大分大学医学部倫理委員会規程(平成16年医学部規程第1-3号)第2条第1項第1号
- (2) 大分大学医学部ヒトゲノム研究倫理審査委員会規程(平成16年医学部規程第1-5号)第2条第1項第1号

(大分大学医学部中塚医学賞表彰規程の一部改正)

第3条 大分大学医学部中塚医学賞表彰規程(平成22年医学部規程第1-5号)第2条第1項の規定中「医学部に所属する研究者」を「医学部の研究者」に、第3条第2項第2号の規定中「医学部に所属していることとする」を「医学部に所属していること、又は医学部の主担当であることとする」に改正する。

(大分大学医学部附属臨床医工学センター規程の一部改正)

第4条 大分大学医学部附属臨床医工学センター規程(平成26年医学部規程第1-5号)について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第3条第2号及び第5条の規定中「専任教員」を「主担当の教員」とする。
- (2) 第5条の規定中「教授会」を「国立大学法人大分大学医学部門人事会議」とする。

(大分大学大学院医学系研究科委員会規程の一部改正)

第5条 大分大学大学院医学系研究科委員会規程(平成27年医学系研究科規程第1-1号)第2条第2号の規定中「授業を担当する専任の教授」を「主担当の教授」とする。

(大分大学医学部スキルラボセンター規程の一部改正)

第6条 大分大学医学部スキルラボセンター規程(平成22年医学部規程第1-4号)第4条第3号の規定中「兼任教員」を「医学部の教員のうち学部長が指名する者」とする。

(大分大学医学部バイオラボセンター規程の一部改正)

第7条 大分大学医学部バイオラボセンター規程(平成22年医学部規程第1-6号)について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第4条第3号の規定中「兼任教員」を「医学部の教員」とする。
- (2) 第6条第1項及び第2項の規定中「兼任教員」を「第4条第3号の教員」とし、同条第1項の規定中「任命」を「指名」とし、見出しの「兼任教員」を「学部長が指名する教員」とする。
- (3) 第7条第2項第3号の規定中「兼任教員」を「第4条第3号の教員」とする。

(大分大学医学部附属医学教育センター規程の一部改正)

第8条 大分大学医学部附属医学教育センター規程（平成17年医学部規程第3-5号）について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第4条第2号の規定中「専任教員」を「の主担当の教員」とする。
- (2) 第4条第3号の規定中「兼任教員」を「医学部の教員」とする。
- (3) 第6条の見出し及び規定中「専任教員」を「主担当の教員」とし、「本学部教授会」を「国立大学法人大分大学医学部門人事会議」とする。
- (4) 第7条第1項及び第2項の規定中「兼任教員」を「第4条第3号の教員」とし、同条第1項の規定中「任命」を「指名」とし、見出しの「兼任教員」を「学部長が指名する教員」とする。

(大分大学医学部附属地域医療学センター規程の一部改正)

第9条 大分大学医学部附属地域医療学センター規程（平成21年医学部規程第1-21号）について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第4条第2号の規定中「専任教員」を「の主担当の教員」とする。
- (2) 第4条第3号の規定中「兼任教員」を「医学部の教員」とする。
- (3) 第6条の見出し及び規定中「専任教員」を「主担当の教員」とし、「医学部教授会」を「国立大学法人大分大学医学部門人事会議」とする。
- (4) 第7条第1項及び第2項の規定中「兼任教員」を「第4条第3号の教員」とし、同条第1項の規定中「任命」を「指名」とし、見出しの「兼任教員」を「学部長が指名する教員」とする。

(大分大学医学部基礎医学画像センター規程の一部改正)

第10条 大分大学医学部基礎医学画像センター規程（平成22年医学部規程第1-3号）について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第4条第3号の規定中「兼任教員」を「医学部の教員」とする。
- (2) 第5条第1項の規定中「専任の教授」を「主担当の教授」とする。
- (3) 第6条第1項及び第2項の規定中「兼任教員」を「第4条第3号の教員」とし、同条第1項「任命」を「指名」とし、見出しの「兼任教員」を「学部長が指名する教員」とする。

(大分大学医学部附属先端分子イメージングセンター規程の一部改正)

第11条 大分大学医学部附属先端分子イメージングセンター規程（平成22年医学部規程第1

ー 7 号) について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第 4 条第 3 号、第 6 条及び同条の見出し並びに第 8 条第 2 項第 3 号の規定中「専任教員」を「主担当の教員」とする。
- (2) 第 4 条第 4 号の規定中「兼任教員」を「医学部の教員」とする。
- (3) 第 6 条の規定中「教授会」を「国立大学法人大分大学医学部門人事会議」とする。
- (4) 第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定中「兼任教員」を「第 4 条第 4 号の教員」とし、同条第 1 項の規定中「任命」を「指名」とし、見出しの「兼任教員」を「学部長が指名する教員」とする。
- (5) 第 8 条第 2 項第 4 号の規定中「兼任教員」を「第 4 条第 4 号の教員」とする。

附 則

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。